エリザベス1世議会と16世紀イングランド政治文化

松園 俳

1. エリザベス期議会とは何だったのか

- ホイッグ史観、修正主義史観、ポスト修正主義 -

これまで夥しい数の著作、論文が、イングランド・エリザベス女王 (1533-1603, 在位 1558-1603) 期の議会について著されてきた。この期の議会を、イングランド (後にはブリテン) 議会の発展の観点から見るアルバート・ポラード (Albert Pollard (1869-1948) や、彼の研究を継承・深化させたジョン・ニール (John Neale (1890-1957) らによる、いわゆるホイッグ史観に対して、ジェフリ・エルトン (Geoffrey Elton, 1921-1994) ら修正主義者の挑戦はあまりにも有名である。 ならは、かつてホイッグ史家が、王権と平民の間の憲法上の闘争として議会を描いてきたことを否定する。修正主義史家は、議会内には一定のコンセンサスがあることを強調し、庶民院議員の主たる仕事は、王権と争うことではなく、国家 (commonwealth) に益する公的法律 (public acts), 私的法律 (private acts) を可決・成立させることであるとした。そして、通常議会は、枢密院指導の下、実務家 (men-of-business) 議員によって平穏に運営されている。ピューリタン議員の存在は下院において明らかに認められるものの、それは後年「野党」 (The Opposition) と称されるほどの強い求心力を持たない集団であり、王権とその廷臣によってコントロールされ得る集団であったとされる。修正主義史家は、16世紀ピューリタンを王権に対する敵対的な存在とは考えないのである。

これらの研究動向に対して1990年代ころから、ホイッグ史観、修正主義のいずれにも立たないポスト・修正主義的な傾向が現れてきた。彼らの多くは、いわゆる「政治文化」への着目という点で共通している。イングランド初期近世の政治文化、言い換えれば、言説、表象など様様な手段を用いた、イングランドに特有な政治的行動の表出 (representation) は、「下から」、「上から」のいずれの方向からも考察できよう。まず、「下から」、すなわち地方における議員選出の行動について。選出の手続は、中世議会と大差ない極めて寡頭制的な傾向の強いものである。² 州選挙

¹ エリザベス期議会についての史学史的な考察は、Michael Graves, Elizabethan Parliaments 1559-1601 (London, 2nd ed., 1996), pp. 19-24.

² 中世イングランド選挙法については、なお K. L. Wood-Legh, The History of the English Electoral Law in

区では、年額 40 シリングの自由土地保有者 (40s. freeholder) という共通の選挙資格があり、インフレーションの結果、このハードルは明らかに下がっていたものの、それでも各州選挙区の有権者は $10\sim 50$ 名程度に過ぎない。都市選挙区は、選挙資格が一定しないが、少数支配である点は同様で、ロンドン・シティの 500 名という数はきわめて例外的といわねばならない。

しかし、庶民院議員を地方が選出する手法には明らかに変化があった。宗教改革以前、今日の 選挙についての認識とはかけ離れた慣行が存在していた。当時、選挙区で選出された人と、実際 にウエストミンスターの議会に登院する人は同じとは限らないのである。各選挙区で当選者が決 まった後、選出を主宰していた州長官(sheriff)は、当選人に対して実際に選出を認めるか否か を訊ね、もし彼が登院を拒んだ場合は、州長官は当選者を書き換える権限が与えられていた。³ この背後にある事実は明らかであろう。16世紀初期、庶民院議員に就任することは、往々にし て負担でこそあれ、必ずしも利益とは見なされないことがあったのである。しかし、1520年代 以降、状勢は大きく変わりつつある。政府での栄達を望む者は、進んで候補に名乗りをあげ、庶 民院議員なることを欲する。当時ロンドンに上京し、政治活動を行うことのできる者の多くは、 地方地主ジェントリであった。したがって、州選挙区からの選出が無理と見た候補者は、自治都 市 (borough) 選挙区に入りこむことで当選を図ろうとした。それとともに、実際にはその都市に 居住したことがなく、かつ市民権もないにもかかわらず、自治都市選挙区から選出する例、「地 方ジェントリの都市選挙区への侵蝕」が目立つことになる。⁴ しかし、仮に地主ジェントリの候 補者が、彼と直接の利害関係を持たない都市選挙区から選出されるとしても、都市有権者がその 庶民院議員に対して、地方住民の「共通の福利」(common weal) の増進を求め始めた時、議員 は当然それに応えざるを得なくなるであろう。
「州選挙区、都市選挙区の違いを超えて、通常、 議員は当該選挙区の意向を尊重せざるを得ず、「下からの」意向は議会政治に反映することになる。 エリザベス期において「下からの」政治文化形成は確かに機能していたのである。

だが、本論文では、主として「上からの」、すなわちウエストミンスター議会における政治エリートらによる政治文化形成を主に扱うことにしよう。そのためにまず、貴族、庶民の二つの構成要素からなる政治エリートとは、当時誰を意味していたのかを明確にしておく必要があろう。両者に共通するのは、「表面的な安定の背後にある変動」である。まず貴族について。聖職貴族はかつて中世議会において、数の上でも世俗貴族を上回るほどの強力な存在であったが、ヘンリ

the Middle Ages (Cambridge, 1940) が有用である。

³ Clyve Jones ed., A Short History of Parliament (Woodbridge, 2009), p. 91.

⁴ Jennifer Loach, Parliament under the Tudors (Oxford, 1991), pp. 37-39.

⁵ Geoffrey Elton, *The Parliament of England 1559-1581* (Cambridge, 1986), Ch. 10; David Dean, *Law Making and Society in Late Elizabethan England: The Parliament of England, 1584-1601* (Cambridge, 1996), Ch. 5.

8世の宗教改革によって大きく力を落とした。 6 エリザベス期には修道院代表が 無くなったことで、貴族院における聖俗のバランスは劇的に変化していた。ヘンリが若干の主教座を新たに設けたにも関わらず、聖職貴族数は大主教 2 名、主教 2 名で完全に固定化されたのである。ヘンリ死後、エドワード 6 世、メアリ 1 世の混乱期、いわゆる「テューダー朝中期の危機」(Mid-Tudor crisis) はあったものの、世俗貴族の数は安定していた。エリザベス期、世俗の貴族院議員の最多は 1 1559 年の 1 62 名であり、治世最後の年、 1 1603 年は 1 55 名である。この時期の世俗貴族数はほぼ 1 50 1 60 名の間を移動していた。ここで数的には一応の「安定」が実現したことになる。しかし、水面下での大きな変動を見逃すことはできない。 1 1450 年から 1 1499 年までの 1 50 年間で新規に創家された世俗貴族 1 20 家のうち、それ以前に庶民院議員の経験を有する者は 1 5家 (新貴族創家数の 1 25%) に過ぎなかった。これが 1 500 年から 1 549 年では総創家数 1 34 に対して 1 4家 (1 4%)、 1 1550 年から 1 599 年 (エリザベスの治世全体と大きくオーバーラップする時期) には 1 19 家中 1 5家 (1 79%) に上っている。 1 かつて貴族爵位は、主として地方に巨大所領を有する実力者に贈られる栄誉であった。しかしエリザベス期には、所領の大きさもさることながら、庶民院における政府側に立った議員活動が王とその近臣から評価されて、貴族身分を得る時代に入っていたと言える。 1

庶民院での議員経験を有し、政治力がある者が新たに創家される例が増加したことで、貴族院の立法能力は増大し、社会へアピールする力は増大した。ヘンリ8世の治世、1510年、貴族院に提出された48法案のうち、法案を精査するため委員会に付託した法案は僅か8個(17%)に過ぎず、1536年から1547年の貴族院でも全法案の2割にも満たなかった。しかし、16世紀末には、原則すべての法案が、第一読会後に委員会付託されるに至ったのであった。複数の委員会を並行して開会するなど、委員会の精力的な活動によって、一方で本会議の審議時間を有効に使いつつ、委員会において個々の法案について慎重な審議が可能になったのである。これは地方社会にとって、貴族院が地方社会の利益になる立法をなし、請願にも積極的に応えてくれるという期待を抱かせるには十分であった。『聖職者勢力が縮減される一方で、政治力のある世俗貴族を多く新規に迎えることによって、エリザベス期の貴族院は代議政体ではないにもかかわらず、これまで以上に国民一般に訴求する力を得たと言えるだろう。

⁶ 宗教改革前の議会、1515年の聖職、世俗貴族数はそれぞれ、50,42 であった。Michael Graves, The Tudor Parliaments: Crown, Lords and Commons, 1485-1603 (London, 1985), pp. 49-50.

⁷ Ellis Wasson, Born to Rule: British Political Elites (Stroud, 2000), p. 31.

^{* 1530} 年までに、貴族院への召集令状 (writ of summons) は所領の大きさではなく、専ら国王大権に基づく創家、二代目以降は、相続した爵位に基づいて発行される原則が確立している。Clyve Jones, Short History, p. 30.

* Loach, 前掲書、p. 48; さらに貴族院は、法案審議を円滑にするため、しばしば上下合同委員会の設置を提案し、実施されている。Chris Kyle and Jason Peacey, Parliament at Work, p.27.

さて庶民院に移ろう。ヘンリ8世からエリザベス女王の治世に至るまで、都市選挙区の増大に伴い、庶民院の議員数は急増した。ヘンリの時代、1529年に下院の総議員は310名であったが、1542年ウエールズ選出議員が参入したこともあり議員数は急増し、エリザベス期の1586年に462名を数えるに至ったのである。しかし女王の治世末期にはほとんど増加することなく、スチュアート朝ジェームズ1世即位(1603年)まで、ほぼこの数が保たれたのであった。議員数については明らかに「安定」の方向に向かいつつあった。しかし、16世紀前半期における議員の急増を受けて、エリザベス期の議会にとって喫緊の問題となったのは、すべての議員を収容できる議場の確保である。庶民院を考えるときまず留意しなければならないのは、その形状的な特徴(topography)であろう。というのも、庶民院の議場については、ウエストミンスター宮殿に固定化された貴族院と異なり、16世紀に入っても定まった議場が存在しなかったのであり、1547年、同宮殿内のセント・スティーヴンス礼拝堂(St. Stephen's chapel、図1 House of Commons にあたる)への移動によって、ようやく定まった。庶民院は、増加した議員が議論をするのに十分なスペースを有する議場を得たのである。そして、庶民院の議場は、周辺の諸機関と様様な関係を有していた。

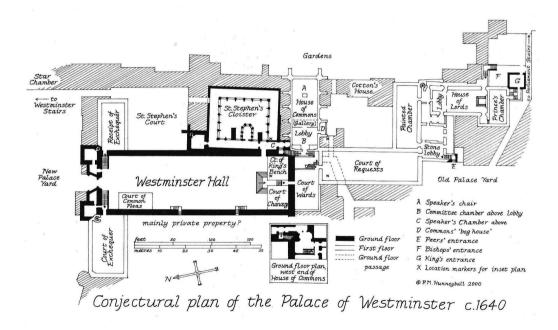


図 1 1640 年頃のウエストミンスター宮殿の推測図 出典: Kyle and Peacey, Parliament at Work, p. xii. (左 が北を指しており、上部にはにテムズ川が流れている。¹⁰

¹⁰ 同様の図面は、Antiquities of Westminster: The Old Palace, St. Stephens Chapel by John Thomas Smith (London, 1907), p. 125 にも見ることができる。



図 2 16 世紀ウエストミンスター宮殿復元画 手前中央がセント・スティーヴンス礼拝堂 下部にテムズ川が流れ、遠方にウエストミンスター寺院が見える。(First published: *The Builder Magazine,* 1884 / Republished: www.parliament.uk 2016 年 11 月 20 日閲覧, public domain)

庶民院議場はウエストミンスター宮殿への移動まで、ブラックフライアーズ Blackfriars (1529) 年)、ウエストミンスター寺院食堂(1529年-44年)と転々としていた。だが、ヘンリ8世の死 後、ウエストミンスター宮殿が宮殿としての機能を終えたことで、エドワード6世の治世初期 の1547年以降、宮殿内のセント・スティーヴンス礼拝堂が常設の庶民院議場に指定され、この 場所は現在でも下院議場として用いられている。図1から分かるように、大きなウエストミンス ター・ホールの右上(南東)方向にセント・スティーヴンス礼拝堂が突き出ているのが分かる (図2では絵の中央部ゴシック調の建物)。庶民院の議場が、ウエストミンスター宮殿の一画に移 動した政治文化的意味は、非常に大きい。庶民院議場が移ってくる前、宮殿は国王の私用の部分 と貴族院議場を除くならば、ほぼ法廷として利用されていた。巨大なウエストミンスター・ホー ル自体が、弾劾裁判など国事犯裁判の場所であり、内部には「民訴裁判所」(Court of Common Pleas),「王(女王)座部裁判所」(Court of King's (Queen's) Bench),「大法官府裁判所」(Court of Chancery) の三つの主要な上訴裁判所、及びその他の裁判所が存在していた。 ウエストミンスター 宮殿の相当部分が法廷であったことからも分かるように、この場所は訴訟関係者はもちろんのこ と、一般人の立ち入りも広く認められていた。イングランド国内で著名な場所であったウエスト ミンスター・ホールに至っては、入場者への物売りまでもがいたようである。これらの上訴裁判 所は、専ら市民の司法上の救済、苦情の処理を扱う機関であることから考えるならば、訴訟の利

害関係者が通常の控訴審の判決に飽き足らず、より権威的な裁定を求めて請願や私的法律案を庶民院に提出しアピールすることは、自然な流れであったろう。¹¹

しかし、庶民院議場が、セント・スティーヴンス礼拝堂に移動した最大の政治的意義は、一般 人が庶民院議場のすぐ近くまでアクセス可能になったことである。後述するように、庶民院は議 場内の討論の自由を熱心に擁護する一方で、部外者に議事内容、とりわけ個々の議員の演説が漏 洩することに非常に神経を使い、厳罰をもってこれを取り締まっている。しかし議事進行中にお いても、日常的に部外の人間が議場周囲にいることで、厳密な秘密保持は現実には困難であった。 図1は、庶民院議場に隣接した場所にロビーがあったことを示しているが、当時実際に多くの利 害関係者が議場近くに押しかけ、文字通りのロビー活動を始めていた。エリザベス期の庶民院議 員の一人であるジョン・フッカー (John Hooker, c. 1527-1561) は、イングランド議会に関する初 めての体系立った議院手続集の編纂者としても知られている12が、彼が庶民院の議場を端的に 「劇場」(theatre) に喩えたレトリックは卓見と言わねばならない。13 劇場の中の俳優である庶民 院議員は、レトリックの限りを尽くして、自己の意見を相手方に聞かせ、説得しようと演技を行う。 つまり、庶民院での討論という「演技」を通じて、観客である国民に庶民院の姿を「現前」(represent) させる。そして俳優たちは観客であるイングランド国民に語りかけているわけである。そして、 庶民院の行動を目の当たりにしたイングランド国民は、庶民院議員選挙という手段を用いること で、今度は自らが選んだ議員を議場という名の劇場に「代表」(represent) させる。庶民院議場 を劇場に喩える行為は、現前、代表の両方を意味する represent という語の二重性を巧みに表し ていると言えるだろう。

ただ、エリザベス期の議会が、実際に真に「国民代表」なのかという疑問も立てられる。実質代表論 (virtual representation) が支配的な当時、各州、自治都市に充てられた議席と、実際のその地の人口の間の議員定数不均衡については、問題になった様子は見られない。土地所有など、財産資格を設けた制限選挙も、当時にあっては自明のことであったろう。問題になっているのは、「州代表、自治都市代表が、本当に当該共同体の代表たり得ているか」というポイントなのである。1571 年に出版された匿名のパンフレットは、庶民院議場が、「人」の代表であると同時にその「土

¹¹ Kyle and Peacey, pp. 3-5.

 $^{^{12}}$ フッカーは、オックスフォード大学、ケルン大学で法学を修めており、当時の庶民院議員の中でも優れた知性と言えるであろう。History of Parliament Online フッカーの項参照。(2016年 11月 20日閲覧)。

¹³ Parliament in Elizabethan England: John Hooker's Order and Usage ed. by Vernon Snow (London, 1977), p. 163. もっとも、イングランド近世において、議会とりわけ庶民院を劇場に喩えるレトリック自体はかなり一般的な現象であったと思われる。Chris R. Kyle, Theater of State: Parliament and Political Culture in Early Stuart England (Stanford, California, 2012) 参照。表題とは異なり、本書はエリザベス期の議会とレトリックについても示唆するところは大きい。

地」を代表する存在であることを強調する。そして、この著者が懸念するのは、実際には当該選 挙区に居住していない者が、あたかもそこの住民、市民であるかのように偽って代表になりすま していることなのである。14 この言説の著者は、庶民院議場を地図に喩えるレトリックを用いる。 すなわち、地図を見れば一見してある場所の州名、都市名などが分かるように、議員もまたその 姿を見れば、どこの選出の者が分かるようでなくてはならない。しかしながら、当時はその対応 関係が崩れてしまっているというのである。15 実際、近年の研究は、15世紀に立法された選挙 法制、すなわち「議員候補者は、自分が立候補する選挙区に居住しなければならない」という要 件が、既に有名無実化し始めていることを示している。エリザベス期に州の議席を得られなかっ た地主は近縁の都市からの出馬で議席を得ようとしているし、確固とした地盤を持たない法律家、 商人、その他様様な背景を持つ市民も議員を目指すことで、激しい選挙戦を繰り広げていたと見 られる。王権は16世紀に盛んに自治都市を新設し、庶民院議員数は増大した。かつて、自治都 市増加の目的は、新しい都市選挙区を設けることで国王・政府が王権支持勢力の拡大を狙ったた めと解釈されてきたが、現在の研究では疑問符がついている。都市選挙区での議席増は、州、都 市選出を問わず、庶民院議員になることを切望する者が増加した現実に対する国王側の対応とみ る立場が台頭してきたのである。求めて議員職を得ようと欲する者が増えたことは、庶民院の勢 威、そして議員となることの魅力がかつてよりも高まったことを意味していよう。¹⁶

エリザベス期庶民院議員についていま一つ特徴的なことは、議員の知的水準がこの時期飛躍的に上昇したことである。16世紀イングランドにおける人文主義の発展は、内外で広く研究されてきたが、17レトリックは、エリザベス期のグラマー・スクールで好んで教授される科目になっていた。そして教材としては、キケロやアリストテレスの修辞学が取り上げられたのである。18レ

14 近年の研究は、議員とりわけ都市選挙区選出議員で、当該選挙区と地縁、血縁上の繋がりを全く持たない者が、エリザベス期の議会を通じて、都市選挙区選出議員総数の常に30%以上存在することを明らかにしている。P. W. Hasler ed., *The House of Commons 1558- 1603*: (London, 1981), I, p. 58.

¹⁵ Oliver Arnold, "Absorption and Representation: mapping England in the early modern House of Commons", in Andrew Gordon and Bernhard Klein eds., *Literature, Mapping and the Politics of the Space in Early Modern Britain* (Cambridge, 2001), p. 15.

¹⁶ Graves, Elizabethan Parliaments, p. 31. エリザベスの治世を通じて自治都市選出議員の職業構成で最大は地主階級であるカントリ・ジェントルマンであり、つねに全体の $30\sim40\%$ 程度を占めている。それに次ぐのが商人・手工業者で、 $10\sim20\%$ くらい、そして彼らに拮抗するのが法律家層で治世当初は 10%余りであったが、次第に上昇し、末期には商人・手工業層を上回っている。Hasler, Commons, I, p. 56.

¹⁷ 邦語文献では例えば、植村雅彦『テューダー・ヒューマニズム研究序説』(創文社、1967). 英語文献で、エリザベス期の人文主義と政治の関係を明らかにした最近の代表的な研究としては、Peter Mack, Elizabethan Rhetoric: Theory and Practice (Cambridge, 2002)

¹⁸ その代表とも言えるのがウィリアム・ケンペ (William Kempe, c. 1560-1601)である。彼は優れた修辞学の 教育者として教育界に大きな影響を与えた。そしてケンペにとって教育と彼の信仰、カルヴィニズムが強

トリックを習得した学生の多くはオックスフォード大学、ケンブリッジ大学に進学し、学内での討論の中でレトリック能力を磨くことになる。レトリックと雄弁の問題は、議会内での討論と出版物の関連で、後に再び論じることにする。ここでは、議員の学歴についての非常に大きな変化にだけ触れておこう。女王治世初期の1563年、伝記的史料が残っている庶民院議員(全議員のうち3分の2に当たる)のうち大学に入学した者は21%、ロンドンの四大法学院(inns of court)のいずれかに入った者は30%であったが、治世末期の1601年議会では、大学入学者、法学院入学者はそれぞれ47%、55%に達したのである。この1601年の数字は、大学、法学院の両方に入学した議員が相当数いることを示している。¹⁹ 議員の教育水準の高まりによって、彼らの議会内での演説はより論理的となり、また出版メディアを用いて、自ら政論を執筆することも多く見られた。議員が選挙区、そして国民に発信する内容は、前時代に比べてはるかに洗練され、イングランドの政治文化を大きく変えていくことになる。

2. エリザベス期議会と新しい政治文化の誕生 ―― 討論、レトリック、そして出版

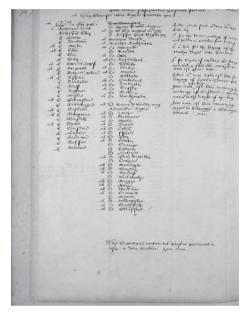
エリザベス期の議会は、議院事務局の整備の上でも歴史的な意義を持っている。そして事務局の充実は、各議院の公式「日誌」(Journals)の編纂と深く関わりあっているのである。まず貴族院は、中世議会において庶民院に比べて早くから制度化が進んだ結果、事務局の整備も、庶民院に比べて先行している。貴族院書記 (Clerk del Parliament または clericus parliamenti) は、現在知られているだけでも、13世紀末にその原型をさかのぼることができる。1447年には議会への召集令状記録が書記に送られるようになり、さらに16世紀初頭、ヘンリ8世の時代には、「貴族院書記官長」(Clerk of the Parliaments)の称号が公式に使われ、議会開会時の臨時的な職務ではなく、常置される官職として認識されるようになっている。20このヘンリの治世の1510年、貴

く結びついていたことにも留意する必要があろう。 Oxford Dictionary of National Biography Online, http://www.oxforddnb.com/view/article/15333 2016年 11月 20日閲覧。

¹⁹ Hasler, Commons, I, p. 4. エリザベス期における庶民院議員の法学院入学者の増加は、法学院入学者自体が 16世紀、特に 16世紀後半に急増したことと無関係ではないであろう。1500年頃、法学院入学者は毎年 25 名程度に過ぎなかったが、1550年には 75名以上、1600年には実に 200名を超えている。Wilfred R. Prest, The Inns of Curt under Elizabeth I and the Early Stuarts 1590-1640 (London 1972), p. 6. エルトンは、この議員の法学院への集中によって開業弁護士が急増したわけではなく、彼らの学修は地方ジェントリの一般教養涵養の一環と見なしている。Geoffrey Elton, "The Body of the Whole Realm" in Parliament and Representation in Medieval and Tudor England (Charlottesville, VA, 1969).

²⁰ Clerk of the Parliaments は誤解を招きやすい表現であるが、彼は実際には「貴族院」の書記官長である。庶民院の書記官長は、Clerk of the House of Commons で、史料的には1363年の Robert de Meltonが初出である。17世紀以降の貴族院書記官長を初めとする貴族院事務職員については、J. C. Sainty, The Parliament Office in the Seventeenth and Eighteenth Centuries: Biographical Notes on Clerks in the House of Lords 1600-1800 (London, 1977). 庶民院書記官長を初めとする事務組織については、W. R. McKay, Clerks in the House of Commons 1363-1989:

族院書記官長に新しい任務が加わる。「貴族院日誌」(Journals of the House of Lords) の編纂である。²¹ 絶対主義君主ヘンリ8世は、宗教改革の実現に議会を利用したこともあり、これまでの簡略な議会記録 Parliamentary Rolls に比して、より記述の充実したものを求めたと思われがちである。実際日誌編纂が始まって間もない1514年から原則として、貴族院への登院者の名は記され、議会の最重要課題である法律制定の過程の概略も記録された。だが16世紀の段階では、貴族院日誌は、書記官長あるいはその下僚の私的な覚え書き以上のものではなかったのである。²²



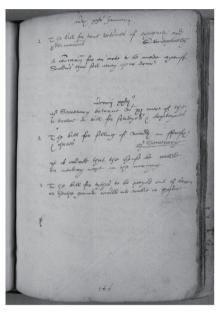


図3 左 1559年1月7日の「貴族院日誌」 向かって右側に簡単な議事の記載、左側に出席議員の名が記載されている。 Alasdair Hawkyard, "The Journals, the Clerks of Parliaments and the Under-Clerks, 1485-1601", Parliamentary History 33-4 (2014), p. 404.

図 4 右 1559 年 1 月 25 日、26 日の「庶民院日誌」 出席者の名前の記載はないが、法案審議の進捗を数字で表している。*Ibid.*, p. 417.

これに比して「庶民院日誌」(Journals of the House of Commons) の編纂は、貴族院日誌に遅れること 40 年近く経った、1547 年に開始している。庶民院日誌は当初から立法の過程を簡略ながら系統的に記載するなど、貴族院日誌にない特徴を示していたが、特に1571 年以降、委員会付託

A Biographical List (London, 1989).

²¹ 貴族院日誌については、Maurice Bond, Guide to the Records of Parliament, (London, 1971), pp. 28-31.

²² Alasdair Hawkyard, "The Journals, the Clerks of Parliaments and the Under-Clerks, 1485-1601", Parliamentary History 33-4 (2014), pp. 389-421.

された場合、委員の名前、会合場所などが記載されるようになる。また庶民院日誌は、明らかに 議事進行中にその草稿ノートが取られ、その後日誌として清書したと考えられる。貴族院日誌、 庶民院日誌とも本来は、議院事務用の参考資料として作られたものと見られるが、エリザベスの 治世後半期の議会になると、特に庶民院日誌の記載が充実して、形式もより整備されたものにな るのは偶然ではないであろう。実際、女王の治世後半、非常に多くの「私的な」議事録が、政 府首脳、庶民院の一般議員の両方から作成されるのである。²³ 10年以上の年月をかけて貴族院、 庶民院両院に関する私的な議事記録を蒐集し活字化した、ハートリ (T. E. Hartley) のエリザベス 期議会議事記録集を見ると、議会政治家が種々の目的をもって議会記録を作成していたかが分か る。枢密顧問官など指導的な政治家は、自らの演説原稿を推敲したり、他の議員のレトリックを 参考にしたりする目的などで記録を取る。また一般の議員は、自身、あるいは自分の選挙区に関 わりのある法律制定などが予想されるときに、「議会日誌」(parliamentary diary) として日々の 議事の記録を行うのである。 エリザベスの治世には、議会における議事、中でも討論を筆記し て外部に漏洩し、世論を喚起することには、議会、政府はいずれも厳罰をもって臨んでいる。し かし庶民院議場のウエストミンスター宮殿での位置を考えるとき、完全な議事の秘匿は不可能で ある。しかも、1580年代以降、治世の後半期には、女王暗殺陰謀事件(1583年)、スペイン・ア ルマダとの海戦 (1588年)、エリザベス救貧法制定、独占権をめぐる政府・議会間の論争 (1601年) など内政、外交、軍事の各方面で激動する状勢が続き、政治は流動化の様相を見せ始め、国政に 対する関心は高まった。わえわれは、この時期の議事記録を読むことで、当時の議会人がどのよ うな政策、思想を抱いていたかが理解されるのである。

議会における討論の自由は、より広い言論の自由の中に包含されるものである。 24 16 世紀後半エリザベス女王期の議会とりわけ庶民院は、新しく選任された議長が、議員全員に向けて会期中の不逮捕特権などと並んで、議院における討論の自由は代表的な議員特権であり、かつ「庶民院が古来有する自由」(ancient liberties of the Commons) と位置づけていた。声高に議会における討論の自由を訴える者の多くは、ピューリタン的傾向があったのに対して、ヘンリ・ピーチャム (Henry Peacham, the Elder, 1546-1634) は異なっていた。彼には庶民院議員の経験はなく、イングランド国教会牧師であり、彼の自由論を支えたのは、主著『雄弁の庭』(The Garden of Eloquence, 初版 1557 年) に現れた修辞学者 (Rhetorician) の側面である。ピーチャムらがイングランドで唱えた、parrhesia は古典古代の修辞学に由来する概念であるが、この「包み隠さず話すこと」を意味する parrhesia は、イングランド修辞学の有力な概念となり、危険を恐れ

²³ T. E. Hartley ed., *Proceedings in the Parliaments of Elizabeth I* (Leicester. vol. 1 1558-1581, vol. 2 1584-1589, vol. 3 1593-1601, 1981, 1995, 1995).

²⁴ 16世紀イングランドにおける政治とレトリックの関係については、Diane Parkin-Speer, "Freedom of Speech in Sixteenth Century Rhetorics", *Sixteenth Century Journal*, 12-3 (1981), pp. 65-72.

ず自らが信じるところを語る立場は、一つには宗教的自由、信仰寛容の要求へ至った。²⁵ 他方 parrhesia は、議会内の討論の自由といった政治面にも応用されていく。1576 年、議会における 討論の自由の王者トマス・ウェントワース (Thomas Wentworth, 1529-96) は、議会内の「自由な 発言を通して、すべてのことは神にかかわるものである」とし、討論の自由が王の慈愛によって もたらされるのではなく、神に由来すると訴えたのである。²⁶

ウェントワースの議論は激しく、その対象が仮に王権に関わるものであっても、妥協の余地がないものであった。議会内討論の自由をすべて保障することは、とりわけ議論されている問題が王権と関わるとき(エリザベスの場合は結婚問題、イングランドで囚われの身になったスコットランド女王メアリの処遇など)非常に困難な問題となるのである。カーライル市選出の代議士であったリチャード・マルカスタ (Richard Mulcaster, 1532-1611) は、parrhesia が共和制時代のギリシア、ローマには適合するとしても、君主制国家への適用は困難であることを指摘している。さらにマルカスタは、イングランドにおける修辞学が、何らかの形で君主制国家の枠組みの中で「公共の福利」(commonweal) と関わり、これを増進する目的を持たねばならないとし、無制約な討論の自由を認めることに警鐘を鳴らしている。27 さらに代議士の経験があり、エリザベス期議会についての優れた議院規則を編纂したウィリアム・ランバード(William Lambarde, 1536-1601) は、彼自身 1563 年、王位継承問題について、女王=政府側が、庶民院のこの問題への介入を慎むよう警告を発しているにもかかわらず、敢えて庶民院本会議場でこの問題を演説で取り上げている。しかしこのランバードでさえ、上記の議事規則集(1584 年に著述)において、「国王および国王評議会の名誉を傷つける発言を議会で行ったならば、その者の発言は差し止められ、ロンドン塔の監獄に送致されるべきである」と断定しているのである。28

修辞学のイングランド議会への影響はただ parrhesia にとどまるものではない。²⁹ 近世イングランドの政治とレトリックの関係を精力的に研究しているピーター・マックによれば、批判、反

²⁵ パレージア概念の変遷について、古典古代からイングランド近世まで考察したものに、David Colclough, "Parrhesia: The Rhetoric of Free Speech in Early Modern England", in *Rhetorica: A Journal of the History of Rhetoric*, 17-2 (1999), pp.177-212がある。

²⁶ Sir Simonds D'Ewes, The Journals of all the Parliaments during the Reign of Queen Elizabeth, both of the House of Lords and House of Commons (London, 1672), p. 244.

²⁷ Colclough, "Parrhesia", Rhetorica, 17-2 (1999), pp. 187-88.

²⁸ William Lambarde's Notes on the Procedures and Privileges of the House of Commons ed. by Paul L. Ward (London, 1977), p.63.

²⁹ エリザベス期議会討論に用いられたレトリックの分析は、Peter Mack, "Rhetoric and Politics in the Elizabethan Parliament" in Jörg Feucher and Johannes Helmrath eds., *Politische Redekultur in der Vormoderne* (Frankfurt, 2008), pp. 173-87.

対提案、説得、説明などの行為は、すべて修辞の領域となる。これらの訓練は16世紀のグラマー・スクールでお馴染みのものであるが、議会はこれらレトリックの能力を実証する場なのである。16世紀後半の議会における大学教育を受けた者の大量進出は、修辞の技術をウエストミンスターに持ち込むことになった。修辞学を修めた議員は、長演説、短演説それぞれに相応しい弁論の技術を身につけており、それは政府、反政府のどちらの陣営にも有用であった。30 例えば、国爾尚書 (Lord Keeper) ニコラス・ベーコン (Nicholas Bacon, 1510-1579) は、自身が優れた雄弁家 (orator) であったが、その技を研ぎ澄ますために、議会演説の収集に余念がなかったし、またレトリックを駆使できる、優秀な学生の養成のため、無料学校建設まで行っている。しかし、レトリックと雄弁が結びつくことで大きな効果を発揮できるのは、やはり反政府側ということになろう。そして自由な討論の伝統は、政治的な公共圏において政論を戦わせるイングランドの政治文化の基礎となっていくのである。

レトリックと雄弁は、その技能が議会で発揮されることで、ウエストミンスターに新しい潮流をもたらしたけれども、さらに反政府論者が弾圧を覚悟で突き進むとすれば、彼らは議会での言論を活字によって広く社会に伝達し、反政府的な世論を喚起しなければならないであろう。グランサム市選出庶民院議員を三度務めたアーサー・ホール(Arthur Hall, 1539-1605)は、イングランド史上初めて、庶民院の議事を印刷・公刊した廉で訴追され、庶民院から除名されたことで知られる。このホールが関わった問題自体大きな政治性はない。1573年、ホールは下僕を連れて街でゲームに興じていたが、喧嘩に巻き込まれた。下僕と喧嘩した相手は亡くなり、下僕は逮捕された。しかし議会開会中であったため、彼は、庶民院議員に与えられる不逮捕特権は、自分にも適用できるとし、庶民院に身柄の解放を訴え出た。院はこの申し出を却下したため、これを不満に思った主人のホールは1579年、この一連の経緯を庶民院での議事を含めて印刷・発行した。³¹院はこの行為を議院規則の重大な違反とみなし、ホールをロンドン塔に収監するとともに、彼を庶民院から除名したのであった。

事件自体は非常に愚かしいものであるが、ここで明らかになったことは、庶民院が議事、討論の一般への公刊を、問題の大小にかかわらず一切許さないという厳格な態度をとり続けたことである。実際、露骨な議事報道は、エリザベス期にはこの一件しかなく、議会討論の自由を訴える論者も、こと議事報道についてはその熱意は失われる。庶民院は、院内での演説内容について外部に対し公開することなく秘匿できることを議院の特権とみなし、議事報道はその特権に対する

³⁰ Peter Mack, "Elizabethan Parliamentary Oratory", Huntington Library Quarterly, 64 (2001), pp. 23-25.

³¹ [Arthur Hall,] A letter sent by F.A. touchyng the proceedings in a private quarell and vnkindnesse: betweene Arthur Hall, and Melchisedech Mallerie gentleman, to his very friende L.B. being in Italie. VVith an admonition to the father of F.A. to him being a burgesse of the Parliament, for his better behaviour therein [1579].

侵害行為であるという立場を崩していない。しかし、シンディア・クレッグは、当時の膨大な言説を分析する中で、例えば反カトリック的な言説が多く出版されており、これらの言説が庶民院の議事進行と並行して作成されている事実を明らかにする。言説の著者は、庶民院における議事をそのまま報道することは控えつつも、議会内に残存する親カトリック勢力の議会内での行動を抑える目的で論を展開しているのである。クレッグはこの他にも、1572年のスコットランド女王メアリの処遇問題などを引き合いにして、議事を婉曲に伝えようとする試みが多く見られること、そして政府首脳バーリー卿などは、反政府的な言論に対して検閲を使って取り締まる一方、反政府的なパンフレットが出た場合、自らこれらに反論する文章を出版して、直接対抗する姿勢をさえ見せているのである。32

17世紀の内乱の時代を知っているわれわれからすれば、エリザベス期の反政府的行動は、厳 しい検閲、弾圧もあって、抵抗運動も下火で、かつ言説の流通量も小さい。彼らの行動は、一見 低調に見えるであろう。しかし検閲の網をかいくぐった当時の言説の多くはレトリックをふんだ んに使いつつ、当時のいまだ揺籃期にある出版メディアを利用しながら、政論を展開しているの である。これらの言説を、その流通量、現実に議会でもたらされた効果などを指標にして計るこ とで、一括して歴史的意義の小さいものと判断するエルトンらの見方はやはり一面的と言えるで あろう。33 だが、エリザベス期の政治的言説は、例えばピューリタン的な言説に歴史の進歩の動 因をみるような、単純化されうるものではない。ホイッグ史観の歴史発展論はここでは適用が困 難であろう。反政府的な政論は、カトリックの側からも、またプロテスタントの側からも出てく るのである。反政府的な彼らの行動を一つの路線にまとめることはできない。しかし、近世イン グランドの政治的レトリックを非常に巧みに分析しているマーク・ペルトネンは、多くのエリザ ベス期の政治的な論説がその方向性は様様であっても、言説の多くが「敵対的」(adversary)で あることを認め、16世紀後半のエリザベス期の言論活動と、1640年代以降の内乱期の言論との 間に連関を認めているのである。二つの安易な同一視は避けなければならないものの、政治的 な言説を徹底したレトリック分析の立場から分析するペルトネンら、ポスト修正主義の立場は、 16、17世紀イングランド政治史、議会史研究に大きなインパクトを与え続けるであろう。34

.

³² Cyndia Susan Clegg, "Print in the time of parliament: 1560-1601", in Tudor Books and Readers: Materiality and the Construction of Meaning edited by John N. King (Cambridge, 2010), pp. 147-49, 150-51
33 註5, Elton, Parliament of England 参照。

³⁴ Markku Peltonen, Rhetoric, Politics and Popularity in Pre-Revolutionary England (Cambridge, 2013), pp. 129-130. さらにペルトネンとは別の立場ではあるが、ロバート・ザラは、政治的な言説はもちろん、儀礼、宣誓、演劇、王の巡幸など様々な史料を対象にしながら、「二つの革命」、すなわち宗教改革 (1629年~)と内乱勃発 (1640年)の間を架橋し、この間の過程を、王権が正統性を持ち得た時代から、議会が正統性を獲得していく過渡期と捉えているが、示唆に富んだ指摘であろう。Robert Zaller, The Discourse of Legitimacy in Early Modern England (Stanford, California, 2007).